

事務事業評価 採点基準

評価項目	3点	2点	1点
<p>妥当性</p> <p>(市が行うべき事業として妥当か)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法的に実施が義務付けられている。 ・市が実施することが不可欠な事務事業である。 ・廃止した場合の影響が極めて大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面市が実施することが必要な事業である。 ・廃止した場合、広範囲に影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する必要性は必ずしも高くない。
<p>達成度</p> <p>(設定した活動指標を達成しているか)</p>	<p>目標を十分に達成している。(120%以上)</p>	<p>ほぼ目標値どおりである。(目標±20%程度)</p>	<p>目標に達していない。(80%未満)</p>
<p>効率性</p> <p>(事務事業を効率的に実施しているか)</p>	<p>1件あたりのコストや時間からみて、効率的に事業を実施している。さらに効率化できる余地が少ない。</p>	<p>1件あたりのコストや時間からみて、概ね効率的に実施している。</p>	<p>1件あたりのコストや時間からみて、効率化できる余地がある。</p>
<p>公平性</p> <p>(対象者・受益者の公平性は保たれているか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者・受益者が政策的に適正である。 ・受益者負担がある場合、他市町からみても妥当である。または受益者負担は該当しない。 	<p>(該当なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者・受益者を見直す余地がある。 ・受益者負担の内容を検討していく余地がある。または新たな受益者負担を検討する余地がある。
<p>協働の余地</p> <p>(市民との協働が適切に実施されているか)</p>	<p>市民協働参加・参画をすでに実施している。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>今後市民協働参加・参画の余地がある。</p>